

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 19 日

日本行政書士会連合会 ご担当者 殿

自動車局自動車情報課  
自動車登録管理企画室  
OSS 企画班 班長

### 紙の自動車保管場所証明書を用いた OSS 申請について

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）は、自動車保管場所証明申請手続き・自動車検査登録手続き・自動車税の申告手続きをインターネット上で一括して行うサービスとなっているところです。

今般、OSS の利用促進を図るため、紙の自動車保管場所証明書を取得した場合においても、自動車検査登録手続き・自動車税の申告手続きの OSS 申請が可能となります。具体的な内容は、下記のとおりとなりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

### 記

- 運用開始日  
令和 5 年 10 月 2 日（月）
- 対象手続  
新規登録（新車新規は一括申請のみ）、変更登録、移転登録
- 対象者  
所有者又は使用者、もしくは申請代理人（行政書士）
- 申請者（対象者）による申請方法（OSS ポータルサイトの場合）  
申請者は、「申請条件及び申請者等に関する入力」の画面に下図のとおり表示される保管場所証明書の種類に関する項目において「紙」を選択する。
  - ※ 一括利用者システムにおいては、システムごとに対応が異なるため、使用される一括利用者システムベンダーにご確認ください。
  - ※ 申請者が警察署において紙の自動車保管場所証明書を取得する方法は、これまでの方法

と特に変わりません。

- ※ 自動車保管場所証明書については、運輸支局等が行う受付審査時点で自動車保管場所証明書の発行日から 40 日以内であること。

【参考】OSS ポータルサイト申請画面

✓ 利用する保管場所証明書の種類を選択してください。

OK  電子  紙 ?

自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して保管場所証明書の取得から行う場合は、「電子」を選択してください。  
警察署で取得した紙の保管場所証明書を利用して申請を行う場合は、「紙」を選択してください。  
※自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して取得した保管場所証明書（電子）を再利用する場合は、「電子」を選択してください。

▲ お選びいただいた保管場所証明書の種類は、再申請時に変更することができません。間違いがないか必ずご確認ください。